

合議体の構成について

合議体の担当事務	合議体を構成する委員
税等に係る審査請求事件	高 畠 淳 子
	谷 口 勢 津 夫
	濱 和 哲
生活保護・児童福祉等に係る審査請求事件	衣 笠 葉 子
	野 田 崇
	針 原 祥 次
生活保護等に係る審査請求事件	曾 和 俊 文
	船 戸 貴 美 子
	前 田 雅 子

(五十音順)

(※)この表は、合議体を構成する委員の基本的な分担を示したものであり、審査庁(知事)から審査会に諮問されたときに、大阪府行政不服審査会条例第7条第1項の規定により、会長が当該委員を指名します。